

平成30年10月17日

国 税 庁

北海道の一部の地域内に納税地がある個人の皆様への消費税及び地方消費税の中間申告書の発送見合わせについて

この度の北海道胆振東部地震により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

今回の災害により、北海道の一部の地域（下表の指定地域。以下、「指定地域」という。）に納税地を有する方については、国税通則法第11条の規定に基づき、平成30年9月6日以降に到来する申告・納付等の期限が、全ての税目について自動的に延長されています。

この国税に関する申告・納付等の期限の延長措置に伴い、平成30年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の納付並びに消費税及び地方消費税の中間申告についても期限が延長されておりますので、当分の間、指定地域内に納税地がある個人の皆様への消費税及び地方消費税の中間申告書の発送を見合わせさせていただきます。

ご不明な点がある場合は、最寄りの税務署までお問い合わせください。

○北海道の一部の地域

都道府県名	指 定 地 域	(参考) 管轄署
北海道	勇払郡厚真町、勇払郡安平町、 勇払郡むかわ町	苫小牧